

# 不良空家等解体事業費補助金交付の流れ

補助金交付の対象となる空家は、市内に個人が所有している住宅のうち、その構造又は設備が著しく老朽化しており、居住することが適していない不良住宅です。

## ○補助金の交付対象となる経費

(空家の一部の解体、申請者自らが行う工事は対象外)

- ▶ 補助金対象者が施工業者に発注する空家の解体工事に要した費用
- ▶ 上記に要した費用の 2 分の 1 の額（1,000 円未満の端数は切捨て）又は市内施工業者が工事を行う場合は 60 万円、市外施工業者の場合は 30 万円のいずれか低い額

※その他補助金の交付対象条件がありますので、ご注意ください。

